

美しい都市景観の形成

現状と課題

近年、市民の価値観は、多様化高度化し、量より質、効率よりもゆとりが求められるようになってきました。今後のまちづくりを進めるうえでも、都市の印象やイメージ、雰囲気をかもし出す景観資源を活かした、都市形成を行う必要があります。

本市は、豊かな自然とともに、個性的な近代建築物や歴史的背景にもめぐまれたまちです。このような景観資源を活かした都市景観を「まもり」「つくり」「そだてる」ため、昭和63年に「西宮市都市景観条例」を制定し、平成元年に策定した「西宮市都市景観形成基本計画」に基づき景観行政に取り組んできました。平成16年に景観法が制定されるなどの社会情勢の変化や新たな視点を取り入れ、平成19年に「西宮市都市景観形成基本計画」の見直しを行いました。平成20年に景観行政団体になり、景観法活用のため景観計画を策定し取り組みを進めます。市民や事業者の景観意識の向上を図り、市と一体となって都市景観の形成を図っていくことが必要となっています。



<右列上から> 高須町クスノキ並木、東山台(名塩ニュータウン)、西宮北口駅南ひろば <中列上から> 西宮浜から見た南部市街地、夙川と甲山、船坂の田園風景 <左列上から> 今西邸(都市景観形成建築物指定)、関西学院大学旧図書館(同左)、酒蔵地区の大関恒和蔵(第2回西宮市都市景観賞)

基本方針

市民の共有財産である美しい都市景観を形成するため、「都市景観形成基本計画」に基づき、まちに関わる市民・事業者・行政などのすべての人々が協力し合い、それぞれの役割と責任を理解し、市民に愛される都市景観の形成に取り組めます。

主要な施策展開

- (1) 美しい都市景観を形成する協働のしくみづくり
市民や事業者への景観に対する理解と関心を深め、主体的な取り組みに向けて啓発活動を充実します。市民の発意や創意が都市景観の形成に活かされるような制度の充実やしきみづくりを進めます。
- (2) 景観法に基づく制度の活用
都市景観条例に基づく施策に加え、景観法に基づく制度を効果的に活用することにより、美しい都市景観の形成に努めます。
- (3) 個性ある都市空間の保全と創出
地域を特徴づける歴史的建造物や優れた樹木や樹林などを保全し、活用するとともに、公共公益施設や大規模建築物などのデザインの向上を図ることにより、地域の景観拠点づくりに努めます。このため、地域の景観シンボルとなる都市景観形成建築物の追加指定に努めるとともに、顕彰制度や助成制度などを充実します。
都市景観の形成に影響のある一定規模以上の建築物などに対しては、美しい都市景観の形成に向けた景観を誘導します。特に、景観形成上重要となる道路、公園等の公共空間との調和に配慮した景観誘導に努めます。
特徴的なまちなみが面的に形成されている地区については、地域の意見等を踏まえ都市景観形成地区の指定に努めるとともに、地域でのまちづくりが進められる地区や大規模な開発地等では、地区計画などを活用して魅力あるまちなみの形成を誘導します。
- (4) 魅力ある公共空間の創出
緑豊かな公園緑地の整備や、都市の骨格である主要な道路や歴史街道、河川の修景緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。
屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく適正な指導により公共空間の美観の維持に努めるとともに、良好な景観の阻害要因となる不法駐輪の取り締まりや、電線類地中化計画に基づく電線類の地中化を進めます。

市民一人ひとりの活動

まちなみとの調和を意識する。 緑化活動などの地域活動を進める。
ごみのポイ捨てや不法駐輪をしない。

まちづくり指標

<指標の考え方>
都市景観は、風景や建物などの形のあるものだけでなく、人々の暮らしやまちへの愛着・誇りなども含めた市民の都市に対する印象やイメージが重要となることから、市民意識を重点指標に位置付けます。また、地域が主体となり取り組む都市景観形成地区の指定を進めていきます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 現状値(H18) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|-----------------|-------------|--------------------|------------------------|----------|------|
| 西宮の都市景観についての印象 | | % | 53.1(H19) | 60.0 | ▲ |
| | | 式 | アンケート(美しい+まあまあ美しい)/回答数 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 約1割の増加を目指す | | | |
| 都市景観形成地区の指定地区数 | | 地区 | 0 | 4 | ▲ |
| | | 式 | - | | |
| | H30目標値の設定理由 | 指定候補地区の5割指定を目標に設定 | | | |
| 都市景観形成建築物等の指定件数 | | 件 | 6 | 20 | ▲ |
| | | 式 | - | | |
| | H30目標値の設定理由 | 支所単位で3件程度の指定を目標に設定 | | | |

主な部門別計画

西宮市都市景観形成基本計画 【都市局：平成元年4月～】